

**自動車保険 補償内容のご案内
(2023年1月1日以降補償開始契約用)**

このご案内では、自動車保険の主な保険の約款および特約の補償内容についての概要をご説明しております。ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店・扱者、弊社社員、または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

【用語解説】 このご案内の中で使用される略称や主な保険用語は以下のとおりです。

AAI	「一般用総合自動車保険」の略称です。
AAP	「家庭用総合自動車保険」の略称です。
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
ご契約のお車	保険証券に記載された補償の対象となる自動車をいいます。
時価額	自動車の場合は、損害が生じた地および時ににおける価額（同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月など（初度検査年月を含みます。）で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額）をいいます。自動車以外の物の場合は、損害が生じた地および時ににおける、その物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて現在価値として算出した金額をいいます。
全損	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合 ^(※1) 、または修理費が時価額 ^(※2) 以上となる場合をいいます。 (※1) ご契約のお車が盗難され、発見できなかった場合を含みます。 (※2) 車両価額協定保険特約をセットした場合は、協定保険価額とします。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。） ①婚姻意思 ^(※) を有すること。 ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。 (※) 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
被保険者	保険の補償の対象となる方をいいます。
保険金額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いすべき事故が発生した場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額（支払限度額）をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

以下の表における「セットの有無」では、必ずセットされている場合は「◎」、条件付で自動的にセットされている場合は「○」、任意でセットされている場合は「△」、セットされない場合は「-」を表示しています。

補償内容（保険金をお支払いする場合）		セットの有無	
		AAI	AAP
●相手方への賠償に関する補償			
対人賠償責任保険	ご契約のお車の自動車事故により、他人を死傷させ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などにより支払われるべき金額を差し引いた額について、被害者1名につき、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、約款の定めにより実際に負担した損害防止費用、示談交渉費用、争訟費用などの費用についてもお支払いします。	△	◎
対人臨時費用保険金	ご契約のお車の自動車事故により、他人を死亡させ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、被保険者が臨時に必要とする費用として、死亡した被害者1名につき、15万円をお支払いします。	△	◎
対歩行者等事故傷害特約	ご契約のお車の自動車事故 ^(※1) により、歩行中や自転車（原動機付自転車を除きます。）で通行中の方を死亡させたか、ケガによる入院をさせた場合に、対人賠償責任保険で補償されない相手の方の過失部分を含んだ損害の額 ^(※2) について、被保険者1名につき、保険金額 ^(※3) を限度に保険金をお支払いします。 (※1) 対人賠償責任保険金が支払われる事故に限ります。 (※2) 約款に定める人身傷害条項損害額算定基準に従って弊社が算出します。 (※3) 対人賠償責任保険の保険金額と同額になります。 (注) 自賠責保険・対人賠償責任保険などの保険金または共済金が支払われた場合は、その額を差し引いてお支払いします。	△	△
対人賠償使用者災害特約	対人賠償責任保険の保険金をお支払いする事故の範囲を拡大し、記名被保険者の業務に従事中の記名被保険者の使用者を死傷させ、それによって被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。 (注) 被害者救済費用特約の保険金をお支払いする事故の範囲も同様に拡大し、保険金をお支払いします。	△	-
対物賠償責任保険	ご契約のお車の自動車事故により、他人の財物に損害を与えること、またはご契約のお車が誤って線路上に立ち入り電車等 ^(※1) を運行不能にさせることにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、法律上の損害賠償責任の額について、1事故につき、保険金額を限度 ^(※2) に保険金をお支払いします。なお、免責金額の設定がある場合は、その額を損害賠償責任の額から差し引いてお支払いします。また、約款の定めにより実際に負担した損害防止費用、示談交渉費用、争訟費用などの費用についてもお支払いします。 (※1) 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (※2) 保険金額が10億円を超える場合（保険金額が無制限の場合など）、「ご契約のお車に業務として積載されている危険物の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故」や「航空機の滅失、破損または汚損を伴う対物事故」などは、10億円が限度となります。	△	◎
相手車全損時臨時費用特約	ご契約のお車の対物事故により、相手自動車が全損 ^(※1) となった場合に、次の①または②の費用のうちいずれか高い額を保険金としてお支払いします。ただし、対物賠償責任保険の保険金をお支払いする場合に限ります。 ①相手自動車の修理費が相手自動車の時価額を超える場合において、その差額に対して被保険者が負担する費用。ただし、相手自動車1台につき、相手自動車の修理費と時価額の差額に被保険者の過失割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。 ②相手自動車に生じた損害に対して被保険者が臨時に必要とする費用。ただし、相手自動車1台につき、損害賠償責任額 ^(※2) の15%に相当する額（10万円未満の場合は10万円、30万円を超える場合は30万円とします。）を限度とします。 (※1) 相手自動車の修理費が時価額以上となる場合、または相手自動車の損傷を修理できない場合をいいます。 (※2) 「相手自動車の時価額 × 被保険者の過失割合」をいいます。 (注) ①の費用については、相手自動車が事故日の翌日から6か月以内に修理された場合に限り、補償の対象となります。	△	△

●ご自身・同乗者などへの補償

人身傷害保険	<p>自動車事故（※1）により被保険者が死傷した場合に、被保険者1名につき、保険金額を限度（※2）（※3）に実際の損害の額（※4）に対して保険金をお支払いします。また、約款の定めにより実際に負担した損害防止費用などの費用についてもお支払いします。</p> <p>（※1）記名被保険者が個人の場合または記名被保険者が法人で、個人被保険者を設定した場合、「① 記名被保険者（個人被保険者）」、「② ①の配偶者」および「③ ①または②の同居の親族・別居の未婚の子」は、「歩行中などの車外の自動車事故」や「ご契約のお車以外の自動車（約款に定める条件を満たす自動車に限ります。）に乗車中の事故」（AAPの場合、「交通乗用具（約款に定める交通乗用具に限ります。）の事故」や「駅構内などの乗降場構内の事故」を含みます。）も補償対象となります。</p> <p>また、記名被保険者が個人・法人いずれの場合も、上記「①～③」以外で、「ご契約のお車に乗車中の方」は、「自動車専用道路等上で、ご契約のお車を一時的に離れている場合の自動車事故」も補償対象となります。ただし、サービスエリア等でご契約のお車を離れている場合または自動車専用道路等における救急、消防、事故処理、補修、清掃等を業とする方がその業務に従事している場合を除きます。</p> <p>（※2）保険金額が無制限以外のご契約で、無保険自動車との事故により被保険者がケガをして、死亡した場合または約款に定める後遺障害を被った場合で、十分な賠償を受けられないときは、2億円を限度とします。</p> <p>（※3）保険金額が無制限以外のご契約で、被保険者が約款に定める重度の後遺障害を被り介護が必要な場合は、保険金額の2倍を限度とします。</p> <p>（※4）約款に定める人身傷害条項損害額算定基準に従って弊社が算出します。</p>	△ ◎
人身傷害諸費用特約	人身傷害保険で補償の対象となる事故により、被保険者が3日以上入院した場合に、被保険者1名あたりの支払限度額（※）および補償メニューごとの上限額の範囲内で、補償メニューの中から補償を提供またはその費用に対して、保険金をお支払いします。 （※）入院3日目に10万円、以後入院日数が10日経過するごとに10万円（退院時に端日数が生じた場合は、1日あたり1万円）ずつ加算します。ただし、180万円を限度とします。	△ △
介護費用特約	人身傷害保険で補償の対象となる事故により、被保険者が約款に定める後遺障害（第1級～第9級の後遺障害）を被り、かつ、約款に定める要介護状態となった場合に、約款に定める基準に従って弊社が算出した額を保険金としてお支払いします。	△ △
福祉機器等取得費用特約	人身傷害保険で補償の対象となる事故により、被保険者が約款に定める後遺障害（第1級～第3級の後遺障害）を被り、かつ、社会経済活動への参加のために福祉機器などの取得を必要とすると弊社が認めた場合に、被保険者1名につき、300万円を限度に実際に負担した福祉機器などの取得費用に対して保険金をお支払いします。	△ △
搭乗者傷害保険	被保険者がご契約のお車の自動車事故により、死傷した場合に次の保険金をお支払いします。	△ △
死亡保険金	事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡した被保険者1名につき、保険金額の全額（既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を差し引きます。）をお支払いします。	
後遺障害保険金	事故日からその日を含めて180日以内に約款に定める後遺障害を被った場合に、後遺障害を被った被保険者1名につき、後遺障害の程度に応じて保険金額の4%～100%の額をお支払いします。	
医療保険金	<一時金払> 事故日からその日を含めて180日以内に医師の治療のため入院または通院した場合、次の額をお支払いします。	
	入院または通院の合計日数が4日以内の場合 治療給付金として1万円	
	入院または通院の合計日数が5日以上（※）の場合 入通院給付金として約款の医療保険金支払額基準表に定める額（ケガの部位・症状に応じて10万円～100万円）	
	（※）5日目の入院または通院の日が事故日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。	
搭乗者傷害の医療保険金（入院最初7日間）の2倍払特約	<日数払> 医師の治療のため入院または通院した日数（※）に対して、入院1日につき入院保険金日額、通院1日につき60日を限度に通院保険金日額をお支払いします。	
	（※）事故日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、保険金をお支払いできません。	
	搭乗者傷害保険の医療保険金（日数払）について、事故日からその日を含めて7日間以内の入院保険金日額を倍額でお支払いします。	△ △
搭乗者傷害の医療保険金（一時金払）の2倍払特約	搭乗者傷害保険の医療保険金（一時金払）について、倍額でお支払いします。	△ △
経営者サポート費用補償特約	ご契約のお車の自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の記名被保険者や記名被保険者の役員・従業員の方（以下「従業員等」といいます。）が事故日からその日を含めて180日以内に死亡または約款に定める後遺障害を被った場合に、約款に定める期間内に記名被保険者である事業主が約款に定める見舞金等の費用、従業員等の葬祭に関する費用などを負担することによって被る損害に対して、1事故につき、約款に定める支払限度額を限度に保険金をお支払いします。	△ —
自損事故特約	電柱への衝突や崖からの転落などのご契約のお車の単独事故などにより、被保険者が死傷した場合で、自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しないときに、次の保険金をお支払いします。	○ —
死亡保険金	死亡した場合、死亡した被保険者1名につき、1,500万円（既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を差し引きます。）をお支払いします。	
後遺障害保険金	約款に定める後遺障害を被った場合に、後遺障害を被った被保険者1名につき、後遺障害の程度に応じて50万円～2,000万円をお支払いします。	
介護費用保険金	約款に定める重度の後遺障害を被り、かつ、介護の必要が認められる場合に、被保険者1名につき、200万円をお支払いします。	
医療保険金	医師の治療のため入院または通院した場合に、治療日数1日につき、入院の場合は6,000円、通院の場合は4,000円をお支払いします。ただし、被保険者1名ごとに100万円を限度とします。	○ —
無保険車傷害特約	無保険自動車との事故により、被保険者が死亡した場合または約款に定める後遺障害を被った場合で、十分な賠償を受けられないときは、事故の相手方が負担すべき法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などにより支払われるべき金額などを差し引いた額に対して、被保険者1名につき、2億円を限度に保険金をお支払いします。また、約款の定めにより実際に負担した損害防止費用などの費用についてもお支払いします。	○ —

●ご契約のお車の補償

	補償内容（保険金をお支払いする場合）		△	△
	ケース	お支払いする保険金		
車両保険	全損	車両価額協定保険特約がセットされている場合 車両価額協定保険特約がセットされていない場合	保険金額 時価額（保険金額を限度）	
	分損	損害の額（修理費など）から免責金額を差し引いた額 ^(※1) をお支払いします。（保険金額を限度 ^(※2) ）		
		(※1) 車両価額協定保険特約がセットされていないご契約で、保険金額がご契約のお車の時価額に達しない場合は、一定の割合で減額されます。 (※2) 車両価額協定保険特約がセットされていないご契約で、保険金額がご契約のお車の時価額を超える場合は、その時価額を限度とします。 (注1) 約款の定めにより実際に負担した損害防止費用、搬送費用（車両搬送費用特約でお支払いできる場合は、車両搬送費用特約でお支払いし、車両保険に定める搬送費用はお支払いできません。）、盗難引取費用などの費用についてもお支払いします。なお、搬送費用および盗難引取費用については、それぞれ保険金額の10%または15万円のいずれか高い額を限度とします。 (注2) 車両価額協定保険特約がセットされているご契約で、保険金額がご契約のお車の時価額を著しく超える場合は、その時価額を保険金額として保険金をお支払いします。		
車両搬送費用特約		ご契約のお車が自動車事故、故障または落輪により自力走行不能となった場合に、被保険者が実際に負担した次の費用について、1回の事故・故障につき、30万円を限度（一部の用途車種は50万円を限度）に保険金をお支払いします。 ・ご契約のお車を事故・故障現場から修理工場などへ搬送するための費用 ・落輪したご契約のお車をクレーンなどで引き上げる費用		
車両搬送時諸費用特約		ご契約のお車が自動車事故または故障により自力走行不能となり、修理工場などへ搬送 ^(※) された場合に、被保険者が負担した次の費用について上限額を限度に保険金をお支払いします。 (※) 法令等により走行が禁じられると弊社が認めた状態で、修理工場等へ自力で走行した場合を含みます。		
	費用名	保険金のお支払い対象となる費用	上限額	
	車両運搬・引取費用	修理完了後のご契約のお車を被保険者の居住地その他の場所まで運搬するために必要な費用など。	1回の事故・故障につき30万円（一部の用途車種は50万円）	
	臨時宿泊費用	被保険者が臨時に宿泊せざるを得ない場合に、ホテルなどの宿泊施設を利用するためには必要な1泊分の客室料。	1回の事故・故障につき、被保険者1名あたり1万円	
	臨時帰宅・移動費用	被保険者が損害発生の地から出発地、居住地または当面の目的地のいずれかへ移動するにあたり、合理的な経路および方法により、ご契約のお車の代替となる交通機関を利用した場合に必要な費用。 (注) ハイヤー・グリーン車等の利用により通常の交通費を超過した場合のその超過額、謝礼、およびタクシー・バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代・有料道路料金は除きます。	1回の事故・故障につき、被保険者1名あたり2万円	
車両臨時費用特約		車両保険で保険金が支払われる事故により、ご契約のお車が全損となった場合は車両保険の保険金額 ^(※) の15%に相当する額（10万円未満の場合は10万円、30万円超の場合は30万円）を、分損で損害の額が50万円以上となった場合は損害の額の5%に相当する額（10万円限度）をお支払いします。 (※) 車両価額協定保険特約がセットされていないご契約で、車両保険の保険金額がご契約のお車の時価額を超える場合は、その時価額とします。		
車両新価特約		車両保険で補償の対象となる事故により、ご契約のお車に次のいずれかの損害が生じた場合で、かつ、事故日の翌日から90日以内に代替自動車を取得または修理したときに、実際にかかる代替自動車の取得費用（車両本体価格+付属品+消費税）または修理費について、協定新価保険金額 ^(※) を限度に車両保険金としてお支払いします。また、約款に定める条件を満たす場合は、再取得時諸費用保険金として協定新価保険金額 ^(※) の15%（30万円限度）をお支払いします。 ・修理できない場合、または修理費が協定保険価額以上となる場合 ・修理費が協定新価保険価額の50%以上となる場合。ただし、ご契約のお車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じている場合に限ります。 (※) 協定新価保険価額を協定新価保険金額として設定します。 (注1) 盗難による損害はこの特約のお支払対象となりません。ただし、盗難後にご契約のお車が発見された場合、発見されるまでの間にご契約のお車に生じた損害は、この特約のお支払対象となります。 (注2) 再取得時諸費用保険金が支払われる場合は、車両臨時費用特約による保険金をお支払いしません。		
車両全損時復旧費用特約		車両保険で補償の対象となる事故により、ご契約のお車が修理できない場合、または修理費が協定保険価額以上となる場合で、かつ、事故日の翌日から90日以内に代替自動車を取得または修理したときに、実際にかかる代替自動車の取得費用（車両本体価格+付属品+消費税）または修理費について、復旧費用限度額 ^(※) を限度に車両保険金としてお支払いします。また、約款に定める条件を満たす場合は、再取得時諸費用保険金として復旧費用限度額 ^(※) の15%（30万円限度）をお支払いします。 (※) 協定保険価額の2倍に相当する額または協定保険価額に100万円を加えた額のいずれか低い額をいいます。 (注1) 盗難による損害はこの特約のお支払対象となりません。ただし、盗難後にご契約のお車が発見された場合、発見されるまでの間にご契約のお車に生じた損害は、この特約のお支払対象となります。 (注2) 再取得時諸費用保険金が支払われる場合は、車両臨時費用特約による保険金をお支払いしません。		
車両搬送後レンタカー費用特約		次のいずれかの事由により、ご契約のお車を使用できなくなった場合に、修理でご契約のお車を使用できない期間など約款に定めるレンタカー借入期間に被保険者がレンタカーを借り入れるために実際に負担した費用について、「1日あたりのレンタカー費用（保険金日額を限度）」に「レンタカーを借り入れた日数 ^(※1) 」を乗じた額を保険金としてお支払いします。 ・ご契約のお車が自動車事故または故障により自力走行不能となり、修理工場などに搬送 ^(※2) された場合 ・ご契約のお車が盗難された場合 (※1) 30日（故障の場合は15日）を限度とします。 (※2) 法令等により走行が禁じられると弊社が認めた状態で、修理工場等へ自力で走行した場合を含みます。		
レンタカー費用補償拡張特約		自動車事故によりご契約のお車に損害が生じ、使用できなくなった場合に、修理でご契約のお車を使用できない期間など約款に定めるレンタカー借入期間に被保険者がレンタカーを借り入れるために実際に負担した費用について、「1日あたりのレンタカー費用（車両搬送後レンタカー費用特約における保険金日額を限度）」に「レンタカーを借り入れた日数 ^(※2) 」を乗じた額を保険金としてお支払いします。 (※) 30日を限度とします。 (注1) ご契約のお車が自力走行できる場合で、かつ、被保険者がその損傷を修理しないときは、この特約のお支払対象となりません。ただし、修理費が時価額（車両価額協定保険特約が適用されている場合は協定保険価額）以上となる場合を除きます。 (注2) 車両搬送後レンタカー費用特約により保険金を支払う場合は、この特約から保険金をお支払いしません。		
対物事故時の自車修理10万円限度特約		ご契約のお車の対物事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合に、10万円を限度に次の保険金をお支払いします。ただし、対物賠償責任保険金をお支払いする場合に限ります。		
	ケース	お支払いする保険金		
	ご契約のお車を修理することができない場合	ご契約のお車の時価額 + 実際に負担した損害防止費用などの約款に定める費用		
	ご契約のお車を修理することができる場合	損害額（修理費など） + 実際に負担した損害防止費用などの約款に定める費用 - 免責金額（1万円）		
地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約		地震・噴火またはこれらによる津波によって、ご契約のお車が全損 ^(※1) となった場合に、1事故につき50万円 ^(※2) を保険金としてお支払いします。 (※1) この特約における全損とは、運転席の座面を超える浸水を被った場合など、ご契約のお車の損害の状態がこの特約に定める基準に該当する場合をいいます。車両保険における全損とは基準が異なりますのでご注意ください。 (※2) 車両保険の保険金額が50万円に満たない場合は車両保険の保険金額とします。		

●その他の補償

弁護士費用等特約	ご契約時に選択いただいた補償プランの種類（自動車事故プラン・被害事故（ワイド）プラン）ごとに定める補償の対象となる事故により被保険者が生命または身体を害されたり、財物に損害を受け、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために損害賠償請求費用や法律相談費用（※）を負担した場合に、次の保険金をお支払いします。 （※）損害賠償請求費用および法律相談費用は、弊社の同意を得て負担した費用に限ります。 （注）弁護士、司法書士または行政書士に委任する場合は、弊社の事前承認が必要ですので、あらかじめ弊社へご連絡ください。	△	△
損害賠償請求費用保険金	相手の方への損害賠償請求を行う場合に、実際に負担した損害賠償請求費用（弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用などをいい、費用ごとに約款に定める金額を限度とします。）について、被保険者1名につき300万円を限度にお支払いします。		
法律相談費用保険金	弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につき10万円を限度にお支払いします。		
携行品特約	日本国内外を問わず被保険者が居住に使用する住宅外における偶然な事故により、被保険者の所有する携行品に損害が生じた場合に、損害の額（※1）（※2）を保険金としてお支払いします。また、約款の定めにより実際に負担した損害防止費用などの費用についてもお支払いします。 （※1）損害の額は、再調達価額によって定めます。ただし、貴金属などの場合は、時価額によって定めます。なお、損傷を修理できる場合には、修理費などにより損害の額を定めます（再調達価額を限度とします）。 （※2）損害の額は、1個、1組または1対の物について10万円が限度となります。ただし、乗車券・通貨などについては、5万円を限度とします。 （注1）自転車、眼鏡、携帯電話、スマートフォン、携帯ゲーム機など約款に定める一部の物については、補償の対象となる携行品に含めません。 （注2）置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。 （注3）お支払いする保険金の額は、保険期間を通じ、30万円を限度とします。ただし、長期契約においては、保険年度ごとに30万円を限度とします。	△	△
日常生活賠償責任特約	日本国内において次の事故に起因して、他人を死傷させること、他人の財物に損害を与えること、または線路に立ち入り電車等（※）を運行不能にさせることにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、法律上の損害賠償責任の額について、保険金をお支払いします（保険金額は無制限です）。また、約款の定めにより実際に負担した損害防止費用、示談交渉費用、争訟費用などの費用についてもお支払いします。 ・記名被保険者が居住に使用する住宅（敷地内の動産および不動産を含みます。）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ・被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 （※）汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。	△	△
車内身の回り品特約	衝突や接触などの偶然な事故により、ご契約のお車に積載された個人所有の身の回り品に損害が生じた場合に、1事故につき、保険金額を限度（※1）に損害の額（※2）に対して保険金をお支払いします。また、約款の定めにより実際に負担した損害防止費用などの費用についてもお支払いします。 （※1）保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額を限度とします。 （※2）損害の額は、再調達価額によって定めます。ただし、損傷を修理できる場合には、修理費などにより損害の額を定めます。 （注1）眼鏡、携帯電話、スマートフォン、携帯ゲーム機、貴金属、通貨など約款に定める一部の物については、補償の対象となる身の回り品に含めません。 （注2）紛失またはキャリアに固定された身の回り品の盗難によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。	△	△
自宅・車庫等損害特約	ご契約のお車の使用に直接起因して、ご契約のお車が自宅・車庫など（※1）と衝突または接触し、自宅・車庫など（※2）に損害が生じた場合に、1事故につき、保険金額（50万円）を限度（※2）に損害の額（※3）に対して保険金をお支払いします。また、約款の定めにより実際に負担した損害防止費用などの費用についてもお支払いします。ただし、保険金のお支払いは、保険期間中1回に限ります（※4）。 （※1）次のいずれかの方が所有、使用または管理する建物・車庫をいいます。 ・記名被保険者またはその父母、配偶者もしくは子 （※2）保険金額（50万円）が時価額を超える場合は、時価額を限度とします。 （※3）損害の額は、時価額によって定めます。ただし、損傷を修理できる場合には、修理費などにより損害の額を定めます。 （※4）保険期間が1年を超える長期契約の場合は、保険年度ごとに1回に限ります。	△	△
被害者救済費用特約	ご契約のお車の欠陥やハッキング等に起因して、本来の仕様とは異なる事象や動作により他人を死傷せたり、他人の財物に損害を与える事故が発生した場合、または誤って線路に立ち入り電車等（※1）を運行不能にさせた場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定したときに、被保険者が約款に定める被害者救済費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額（※2）を限度に保険金をお支払いします。また、約款の定めにより実際に負担した権利保全行使費用および調査折衝費用や人身救済臨時費用についてもお支払いします。 （※1）汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 （※2）この特約の保険金額は、人身事故の場合は対人賠償責任保険の保険金額と同額とし、物損事故の場合は対物賠償責任保険の保険金額と同額とします。また、物損事故の場合は、対物賠償責任保険の免責金額と同額の免責金額が適用されます。 （注）対歩行者等事故傷害特約、相手車全損時臨時費用特約、対物事故時の自車修理10万円限度特約の保険金もお支払いの対象となります。	○	○
車上ねらい被害費用特約	ご契約のお車の窓ガラス（※1）またはキー・シリンダーが車上ねらい（※2）によって損害を受け、修理を要する状態となった場合に、1事故につき3万円を保険金としてお支払いします。ただし、保険金のお支払いは、保険期間中1回に限ります（※3）。 （※1）ガラスサンルーフを含みます。 （※2）ご契約のお車の車室内またはトランク内に保管された財物、ご契約のお車に定着された装備品などを窃取する行為（未遂を含みます。）をいいます。ただし、ご契約のお車が盗難された時に生じた行為などを除きます。 （※3）長期契約の場合は、保険年度ごとに1回に限ります。	—	○

2L1-475 22-11 5K(TF)